

第5回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

業務の適正を確保するための
体制及び当該体制の運用状況
株主資本等変動計算書
個別注記表

法令及び当社定款第15条の規定に基づき、上記の事項につきましては、
インターネット上の当社ウェブサイト (<https://forstartups.com/>) に
掲載することにより、株主の皆様に提供しております。

フォースタートアップス株式会社

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は
以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「コンプライアンス規程」を定め、法令遵守の推進を図っております。

コンプライアンス最高責任者である代表取締役社長を委員長とし、取締役等で構成されるコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の企画・運営等に関する重要事項を審議しております。

内部通報窓口を設け、当社役職員等が内部統制や法令に違反する問題を発見した場合に、迅速に当社のコンプライアンス所管部署に情報伝達する体制を構築・運用しております。

内部監査担当者を選任し、業務の有効性、財務報告等の信頼性、コンプライアンスの観点から、内部統制の整備・運用状況を検証するとともに、その改善に向けて助言・提言を行っております。

インサイダー取引については、「インサイダー取引防止規程」を定め、防止しております。

重要事実に係る情報管理については、「適時開示規程」を定め、情報の適時、公正かつ公平な開示を図っております。

コンプライアンス意識を徹底・向上させるために、取締役及び使用人に対してコンプライアンスの教育・研修を継続的に実施しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会その他の重要な会議における意思決定に係る情報、他の重要な決裁に係る情報並びにコンプライアンスに関する情報等、取締役の職務執行に係る情報は、「文書管理規程」に従って、文書または電磁的媒体に記録、保存または廃棄しております。

取締役又は監査役から閲覧の要請があった場合に閲覧が可能である方法で保存しております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社のリスク管理体制は、リスク要因を適時に捉え、迅速に経営に反映させることが必要との観点に基づき構築しております。取締役会のほか、その他の会議を必要に応じて開催し、リスクに関する重要事項を早期に発見し、リスク管理の進捗状況その他問題点等を速やかに把握する体制を整えております。なお、不測の事態が生じた場合には、代表取締役社長を中心とした対策委員会を設置し、監査役、顧問弁護士その他外部アドバイザー等と連携し、損失を最小限にすべく迅速に行動する方針であります。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われるこことを確保するための体制

取締役会は、取締役の職務執行が効率的にかつ適正に行われているかを監督しております。また、取締役及び使用人は、決裁に関する基準等に基づき、重要性に応じた意思決定ルールに従うことで、意思決定の迅速化を図り、効率的に職務を執行しております。

執行役員制度を導入し、日常的な業務執行の権限を執行役員に与えることで、取締役の役割を戦略的・意思決定・監督機能に注力させ、業務執行の効率性と業務執行の監督機能の強化を図っております。

当社の取締役が意思決定及び業務執行を効率的に行うことを目的として、経営会議等の会議体を設置し、運用しております。

⑤ 当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の営業取引において親会社等のグループ会社との取引はありませんが、親会社と一般株主との間に利益相反リスクが存在していることに鑑み、親会社等のグループ会社との利益相反取引を含む関連当事者取引については、取引の健全性及び適正性を確保する体制を構築しております。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助する従業員を置くことを求めた場合には、当該従業員を配置するものとし、配置にあたっての具体的な内容（使用人の任命、異動、人事考課、賞罰等）については、監査役の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保する方針であります。

⑦ 上記⑥の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するため、重要な会議または委員会に出席しております。

監査役には主要な決裁書類その他の重要書類が回付され、また要請があれば直ちに関係書類・資料等が提供される体制となっております。

⑧ 監査役への報告に関する体制

監査役は、内部監査担当者よりその監査計画や監査結果の定期報告を受け、内部監査との連携を確保しております。また、監査役は、コンプライアンス委員会より内部通報制度の運用状況の定期報告を受けております。

⑨ 上記⑧の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役及び使用人が、監査役への報告または内部通報窓口への通報により、人事評価において不利な取扱いを受けることはなく、また懲戒その他の不利益処分の対象としないことを、社内規程に明示的に定め、教育・研修の機会を通じて周知徹底しております。

⑩ 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査費用については、各監査役からの申請に基づき法令に則り当社が負担しております。また、必要に応じて外部の専門家を起用するために要する費用についても、当社が負担しております。

⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役は、監査役監査基準を理解するとともに、監査役監査の重要性・有用性を十分認識し、また、監査役監査の環境整備を行っております。

監査役が代表取締役社長や監査法人と定期的に情報・意見を交換する機会を設けております。

監査役は、監査法人と定期的に会合を持ち、積極的な意見交換・情報交換を行っております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 重要な会議の開催状況

当事業年度において、取締役会を20回開催し、各議案について十分な審議や取締役の業務執行状況についての報告が行われ、活発な意見交換がなされております。

また、常勤の取締役及び監査役、執行役員並びに各本部長からなる経営会議を原則月1回以上開催し、業務執行の適正性・効率性を確保しております。

② コンプライアンス・リスク管理に関する取組

コンプライアンス意識の徹底を図るため、入社時の研修をはじめ、必要に応じて全社を対象に教育、啓蒙活動を実施しました。コンプライアンスの取組みに係る実務を統括するコンプライアンス委員会を、基本的に3か月に一回以上開催しております。

リスク管理の観点からは、コンプライアンス違反行為等を把握するため内部通報制度を設けているほか、違反行為等が発生した場合には防止対策の策定、全社に向けた注意喚起を行っております。

③ 監査役の監査体制

当事業年度において監査役会を14回開催し、監査計画に基づいた監査を実施しております。また、取締役会への出席のほか、経営会議その他重要な会議への常勤監査役の出席を通して、取締役の業務の執行を監査しております。経営者との定期的な意見交換、並びに内部監査担当等内部統制に係る組織との適切な連携等を推進することにより、効果的な監査業務を遂行しております。

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から)
(2021年3月31日まで)

(単位：千円)

資本金	株主資本					新株予約権 合計	純資産合計		
	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計				
	資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計					
当期首残高	178,192	178,192	178,192	525,542	525,542	881,927	664 882,591		
当期変動額									
当期純利益				95,168	95,168	95,168	95,168		
新株の発行	32,300	32,300	32,300			64,600	64,600		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)							△333 △333		
当期変動額合計	32,300	32,300	32,300	95,168	95,168	159,768	△333 159,434		
当期末残高	210,492	210,492	210,492	620,710	620,710	1,041,696	330 1,042,026		

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ・時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資及びこれに類する出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。ただし、建物は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15年～18年
工具、器具及び備品	3年～10年

② 無形固定資産

- ・自社利用のソフトウェア
- ・その他の無形固定資産

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(3) 紹介収入返金引当金

当社は、紹介した候補者が入社後一定期間内に自己都合退職した場合、紹介先企業から收受した紹介手数料の一定割合を契約に基づき返金する制度を設けております。当該返金による支払に備えるため、売上高に過去の返金実績率を乗じた金額を、売上高より控除する方法により計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 追加情報

新型コロナウイルス感染症について、当社の事業活動へ与える影響は限定的であります。したがって、新型コロナウイルス感染症の影響は軽微との仮定に基づき、会計上の見積りを行っております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の収束状況によっては、将来において当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

12,818千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	3,137,000株	274,200株	－株	3,411,200株

(注) 発行済株式数の増加は、新株予約権の行使によるものであります。

(2) 当該事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 247,800株

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、必要な資金は自己資金及び銀行借入で賄っております。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、賃貸借契約に基づくものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、取引先企業との連携強化に関連する株式等であり、発行体の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金は1年内の支払期日であります。

借入金については、主に営業取引に係る運転資金の確保を目的としたものであり、返済日は決算日から2年後です。なお、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクを内包しています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について与信管理規程に基づき、取引先の状況を定期的に確認し、取引相手先ごとに財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券については、定期的に発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

②資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、コーポレート本部が適時に資金繰り計画を作成・更新することにより、流動性のリスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算出された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織りこんでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含めておりません（（注）2. 参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,042,949	1,042,949	—
(2) 売掛金	190,667	190,667	—
資産計	1,233,616	1,233,616	—
(3) 未払金 長期借入金 (4) (年内返済予定の長期 借入金を含む)	95,734 150,002	95,734 149,364	△637
(5) 未払法人税等	4,860	4,860	—
(6) 未払消費税等	21,316	21,316	—
負債計	271,913	271,275	△637

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(3) 未払金、(5) 未払法人税等、(6) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金(年内返済予定の長期借入金を含む)、

元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当事業年度 (2021年3月31日)
組合出資金	31,003
敷金及び保証金	52,439

組合出資金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

敷金及び保証金については、償還予定が合理的に見積もれず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表に含めておりません。

3. 借入金の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内
長期借入金	66,664	66,664	16,674

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	14,178千円
紹介収入返金引当金	1,998
未払事業税	1,612
未払金	1,812
未払費用	2,597
一括償却資産	1,035
投資有価証券評価損	6,821
その他	3,784
繰延税金資産小計	33,840
評価性引当額	△9,497
繰延税金資産合計	24,342
繰延税金資産の純額	24,342

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額	305円38銭
(2) 1株当たりの当期純利益	28円70銭

8. 重要な後発事象に関する注記

(子会社の設立)

当社は、2021年5月17日開催の取締役会において、スタートアップ企業等への投資事業を目的とした子会社を設立することを決議いたしました。

(1) 設立の目的

当社は「for Startups」という経営ビジョンを掲げ、挑戦者に対して必要な支援を行う成長産業支援インフラとなることを目指しており、「タレントエージェンシー」及び「オープンイノベーション」の2つのサービスを成長産業支援事業として展開しております。

当社の主なクライアントである成長著しい企業群（スタートアップ企業等）が急成長を続けるためには、「ヒト（人材）」と「カネ（資金）」の力が必要不可欠であり、当社は、2016年の創業以来タレントエージェンシーサービスとして、「人材」支援を中心に事業を展開してまいりました。この度、当社の主力サービスであるタレントエージェンシーサービスとのシナジーを創出し、当社が定義する成長産業支援をより強固なものとするため、「資金」支援として投資事業を開始することいたしました。投資事業の開始に際し、機動的な運営を図ることを目的として子会社を設立することを決定しました。

(2) 子会社の概要

会社名	フォースタートアップスキャピタル合同会社
所在地	東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー36F
主な事業内容	スタートアップ企業等への投資事業
資本金	10万円
設立の時期	2021年5月21日（予定）
出資比率	当社 100%